

法科大学院の意義と教育理念・教育内容

松 本 克 美

はじめに

- 一 法曹養成教育機関としての法科大学院の意義
 - 二 法科大学院における教育理念
 - 三 教育内容
 - 四 法科大学院設置後の法学部教育
- おわりに

はじめに

司法制度改革審議会は、二〇〇一年四月二四日の審議会において、日本における法曹養成の新たな機関としての法科大学院を二〇〇四年四月に開設することを提言すること⁽¹⁾で合意に達した。もしこれが最終的に決定されれば、二〇〇三年には法科大学院の設置申請が行われることになり、それまでには、法科大学院の設置基準や、新司法試験受験の前提資格としての法科大学院修了における法科大学院の適格性の認定基準なども具体化されることになる。そして

法科大学院の開設にあたり最も重要なことは、法科大学院でどのような教育を行うのか、その教育内容の問題である。本稿はあるべき法科大学院の教育内容を論ずる。そのためには、法科大学院における法曹養成教育の理念、その前提として二一世紀の日本社会に求められる法曹像を明確にする必要がある。他方で後述のように法科大学院を通じて法曹養成教育を行うこと自体に、一部で根強い批判・反対論も存在している。従って、法曹養成教育を法科大学院で行うことの意義を改めて確認しておくことも必要であろう。

筆者が所属する立命館大学では、一昨年の後半から、それまでの法学部での議論も踏まえて、立命館大学として法科大学院の設置に積極的に取り組むことを決定し、全学組織として立命館大学法科大学院設置委員会を立上げて、構想の具体化をはかってきた。その成果は、二〇〇〇年一月三〇日の第一回シンポジウムで公表した第一次構想案⁽²⁾、同年四月一五日の第二回シンポジウムで公表した第二次構想案⁽³⁾、そして同年九月の第三回シンポジウムで更にカリキュラム内容について具体化をはかった第三次案として公表されている⁽⁴⁾。この設置委員会で筆者は副事務局長を担当し、また設置委員会の下に置かれた教育内容・教材開発等検討部会における取りまとめ責任者を担当している。そのため現在毎週定例会議と研究会を開催して、教育内容の具体化を図りつつある。上述した観点から、法曹養成教育機関としての法科大学院の存在意義と教育理念に改めて立ち返ることによって、今後の教育内容具体化の指針を明らかにしようとする本稿の試みは、こうした日々の教育内容具体化作業のための覚書の意味も込めて行われる。なお、以下では立命館大学法科大学院の構想が引用され語られることがあるが、筆者は設置委員会副事務局長としての立場からよりも、むしろ私的な個人的立場から自由に発言をする。その意味で本稿は私的覚書の論稿であることを御了解いただきたい。

一 法曹養成教育機関としての法科大学院の意義

1 司法制度改革審議会「中間報告」⁽⁵⁾

二一世紀日本社会に求められる法曹像を検討する上で、まず議論の出発点を昨年一月二〇日に公表された司法制度改革審議会の中間報告（以下、単に「中間報告」と略す）の批判的検討に据えたいと思う。よかれ悪しかれ「中間報告」は、今回の司法制度改革、法曹養成システム改革の行方に決定的に重大な影響を与える文書だからである。なお周知のように「中間報告」に先立って、昨年四月に司法制度改革審議会から諮問を受けて文部省に設置された「法科大学院（仮称）構想に関する検討会議」が昨年九月に「法科大学院（仮称）構想に関する検討のまとめ——法科大学院（仮称）の制度設計に関する基本的事項」（以下、検討会議「まとめ」と略す）という文書を公表しているが⁽⁶⁾、必要に応じて後者にも言及する。更に、本稿が公刊される予定の本年七月には既に司法制度改革審議会の最終答申が出されている予定であることにも注意を喚起しておこう（最終答申の評価は別途考えたい）。

さて「中間報告」は次のように述べている。「まず、質的側面については、二一世紀の司法を担う法曹に必要な資質としては、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。」

なぜ今、法曹養成という人的基盤の整備を含めた司法制度改革なのかという問題は、それ自体、社会科学的な総合的分析が必要な検討課題であり、ここでは紙幅の都合上その詳細に立ち入ることはできない⁽⁷⁾。筆者自身は、複雑化・国際化する日本社会において、民主主義を実質化するための「法化」を支える良質な法曹の増大は、推進すべき重要

な社会的課題であると考えている。⁽⁸⁾ところで司法制度改革の是非については、様々な議論が行われているが、この「中間報告」が述べているような求められる法曹の資質自体は（それ自体が抽象的なこともあって）余り異論がないのではなからうか。つまり、「豊かな人間性や感受性」「幅広い教養と専門的知識」「柔軟な思考力」「説得・交渉の能力」を欠いた法曹が良い法曹とはいえないことは確かであるし、今後法曹に一層求められるべき資質の中に「社会や人間関係に対する洞察力」「人権感覚」「先端的法分野」「外国法の知見」「国際的視野」「語学力」等が含まれないかといえば、それは含まれると答えるべきだからである。

2 プロセスとしての法曹養成

「中間報告」は、このような資質をもった法曹を大量に養成していくためには、現在の「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である。」とする。⁽⁹⁾周知のように現行の法曹養成制度は「点」による選抜としての司法試験と司法研修所での実務研修の二本建てで成り立っている。そして法曹になろうとする者に対して「必要な学識及びその应用能力」を判定することを目的とした司法試験（第二次試験）は、基本的な実定六法科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）についての知識とその運用に関する論理的思考力、文章表現力を見る試験ではあっても、「豊かな人間性や感受性 幅広い教養と専門的知識 柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質」や「社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」をはかる試験ではない。宮澤節生教授はこの点を次のように痛切に批判する。「司法試験が判定している『法曹になろうとする者に必要な学識と应用能力』の実態は、司法試験予備校で習得した六科目の回答技術にすぎない。」⁽¹⁰⁾

また司法試験合格後の一年半の司法研修所での教育も、実務研修が主であって、これらの資質を十分に養成するとは限界があると言えよう。司法研修所の教官の中にも、司法研修所の目的は、大学において習得される実体法、手続法の知識の上に、以上のような法律実務家として必要とされる基本的な知識を付与し、事実の抽出、法律的構成、証拠評価、事実認定等の技量を身に付けさせる点にあり、実務に関する知識、経験が皆無に近い状態からスタートする修習生に対し、修習期間中に社会の多様な法的ニーズにこたえられる専門的な知識、技能を幅広く習得させることには限界があることを指摘する声がある。⁽¹¹⁾更に制度設計としても、これらの資質が（論理的には想定される）「無」の状態から実務研修を行うよりも、可能な限りこれらの資質を養成した上で、研修をさせる方が妥当であろう。

他方で「点」としての現行司法試験制度については、それが効率よく合格するための受験技術勉強に終始してしま、大学の法学教育は空洞化し、新たな問題を自分自身で思考することできない「正解」志向のマニユアル人間を大量生産しているなどの痛烈な批判が行われていることは周知の事実である。司法研修所教官からも最近の修習生の一部には、「法律の基礎的知識」と体系的理解が不十分である⁽¹²⁾、「自分の頭で考えて問題を解決する力や物事を多角的に見る目が不十分である」「基礎的な教養が不十分である」という批判が出されている。プロセスとしての法曹養成が支持される所以である。なおこの点については、全ての元凶を予備校に押し付けるのではなく、自分でもの考える力の養成をめぐる初等教育や中等教育の問題や魅力やわかりやすさについての工夫に乏しい大学の講義の在り方なども厳しく反省をすべきはもちろんである。⁽¹³⁾

3 法科大学院で法曹養成教育を行うことの意味

(1) 「中間報告」における位置づけ 「中間報告」ではプロセスとしての法曹養成教育の「その中核を成すもの」

として「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効である」としている。「法科大学院は、司法が二世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする。」

そこでは、法科大学院の基本的骨子については次のように語られている。

「法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならぬ。

『法の支配』の直接の担い手であり、『国民の社会生活上の医師』としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感し得る豊かな人間性の涵養、向上を図る。

専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実在即して具体的な法的問題を解決していくに必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。

先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供し得るものとする。」

私見によれば、以上の基本的内容をもった法科大学院構想は、おおむね肯定的に評価できる。なおこの点は法科大学院の教育理念との関連で後述する。ところで専門大学院としての法科大学院で法曹養成教育を行うことについては、次のような批判がある。私見は、いずれも、その指摘する弊害は慎重に除去すべきものと思慮するが、しかし、そのような弊害発生への恐れがあるからといって法科大学院で法曹養成教育を行うことの積極的意義が否定されるべきではないだろうか。

ではないし、またそのような弊害は除去し得ると考える。

(2) 大学間格差増大論 法曹養成を専門大学院としての法科大学院で行うとしても、法科大学院をつくれる大学とつけれない大学ができて「格差」が生じ、だから反対だという議論がある。たとえば戒能通厚教授は、「ともあれ、ロー・スクールを設置できる大学とそうでない大学が確実に生まれる。これほど明瞭な法学部の『差別化』の指標はないだろう。」と指摘する⁽¹⁴⁾。しかし議論の出発点は、まず法曹養成を専門大学院としての法科大学院で行うことが適当か否かということ自体にある。これが肯定されるならば、問題は法科大学院の設立の仕方の問題に還元されるのではないだろうか。

例えば、始めから少数の大学にのみ法科大学院を認可するという前提で議論するならば、確かに制度的な格差を人為的に生み出すものとして批判されるべきであろう。しかし、一定の基準を充たせば法科大学院の設置が認められることにするならば、問題は、各大学の意欲と実現可能な条件の問題に移行する。「中間報告」が、この点について、「法科大学院の設置認可は、関係者の自発的創意工夫を基本としつつ、設置基準を満たしたものを認可することとし、広く算入を認める仕組みとする。ただし、その基準は、法曹養成の中核的機関としての使命にふさわしく厳格なもの⁽¹⁵⁾でなければならぬ。」としているのは、この意味で評価できる。

なるほど小規模な大学になるほど施設・財政・教員確保等の面で法科大学院の設立は事実上困難かもしれない。しかし財政面でいえば、社会に求められる法曹養成が真に社会的な課題であるならば、その公益的な性格に照らして財政面での公的支援は不可欠でもあるし、なすべきである。この点「中間報告」は、「法科大学院は、二一世紀の司法を担う質の高い法曹を養成するという重大な役目を担うものであって、その実りある実現のためには、教員、教育内容や方法その他の人的・物的な面で、相当の労力、時間及び資金を投入しなければならない。大学関係者と法曹関係

者の責任は極めて重く、それを十分自覚しつつ法科大学院の設置及び運営に当ることが切に求められる。」とする。大学関係者と法曹関係者の責任の重大性とその自覚は必要であるが、上述したような公的支援は国家にとっての司法制度の人的基盤整備の課題として国家責任の問題でもあろう。¹⁶⁾この点で検討会議「まとめ」が次のように指摘している点は重要である。「司法の人的基盤の整備の一翼を担うという法科大学院の公的的使命にかんがみれば、厳しい財政事情の中においても、国公私立を問わず、適切な評価を踏まえつつ、公的資金による財政支援が不可欠である。」¹⁷⁾

また施設・教員確保の面では連合型大学院も検討に値しよつ。¹⁷⁾なお現行司法試験制度のもとでの司法試験合格者の七割近くは、九三の法学部をもつ全国の大学のうちわずか五つの大学が占めている。¹⁸⁾むしろ法科大学院での法曹養成が実現するならば、法曹養成に関する大学間「格差」は縮小し、それぞれが多様で良質な法曹を養成していくという側面もあることこそ着目すべきではないか。

(3) 法曹資格取得機会の不平等論 この問題は法曹資格の取得要件ともかわる。法科大学院設立の意義が上述したような「プロセス」としての法曹養成教育にあるとすれば、法曹資格取得のための新司法試験は法科大学院修了を受験資格とすることが本筋である。仮に法科大学院修了以外に受験資格を認めるいわゆる「バイパス」を設けるにしても、これはあくまで例外的なものにしなければ法科大学院設置の意義は失われてしまふ。¹⁹⁾

ところがこの点で法曹資格取得機会の不平等を招くとして、法科大学院に反対する議論が根強くある。法科大学院修了を司法試験受験資格とすることは、法科大学院に行く経済的余裕や時間的余裕のないものを排除することになり不当だといつわけである。例えば、清水誠教授は、高額費・高学歴のロースクール修了が法律実務家に義務付けられるならば、「国民の上下への階層分化」が生じ、「社会上層のための司法制度」になってしまつことの危惧を強調している。²⁰⁾また、中村弁護士は、高額費のロースクールには、資力のあるものしか入れないことの不平等を強調し、「そ

のようなコースを進める者だけを特権的に優遇することは許されない」とし、「甘やかされた制度で産まれた坊ちゃん弁護士や嬢ちゃん弁護士ばかり増産しても、社会はそんな弁護士を信頼するだろうか。」と問っている。²¹⁾

しかし、この批判も法科大学院設立の必要性を否定する決定的な理由とはなり得ないと考える。ここでも問題の出発点は、「プロセス」としての法曹養成教育を法科大学院で行つべきか否かである。これが肯定されるのであれば、あとは、経済的余裕や時間的余裕がない者が法科大学院で学ぶための条件をどのように整えるのかという条件整備の問題に移行する。具体的には先に述べた法科大学院に対する公的財政支援の問題や奨学金制度の充実、夜間大学院や単位積上制などの検討が必要となる。²²⁾また司法制度改革審議会の委員の中には、子育ての女性が法科大学院に通うことの困難性を指摘する意見もある。²³⁾もっともな意見であるが、これは法科大学院に固有な問題ではなく、大学や大学院一般にもあてはまる問題である。この問題については、公的な支援も含めた子育て支援措置システムを開発・発展させ、子育て期間中の女性（或いは男性ないし双方）が法科大学院でプロセスとしての充実した法曹養成教育を受ける機会を社会的に保障していくところがあるべき方向性なのではないか。²⁴⁾

要するに、経済的、時間的余裕のないものは「プロセス」としての法曹養成教育を受けることができず、「点」としての一発的な司法試験で法曹資格取得を左右されることが合理的かという問題である。この点についての宮澤教授の次の指摘は傾聴に値する。現行司法試験が「形式的に平等であるからといってあらゆる人々の現実的チャンスが平等に存在している」と考えるのは幻想である。現実には合格率は三パーセントに過ぎず、大多数の人々は数年間の挑戦の後にあきらめることを余儀なくされる。その間、学生であれば大学と予備校に授業料を二重に払い、社会人であれば、退職による経済的損失に加えて予備校に授業料を払うという、やはり二重の負担を強制される。しかも、そのような犠牲を払って費消しつづける時間は、司法試験合格という一点に向けられているのであって、『法曹となる

とする者に必要な学識と応用能力』を真の意味で培っているわけではまったくないのである。結局は脱落していく多くの人々の運命と、合格してもその準備期間で本来あるべき教育を受けているわけではないことを考えれば、『平等』という美しい標語の背後にある現実は、けっして好ましいものであるとはいえない⁽²⁵⁾。

もともと、法科大学院構想に反対する清水誠教授も、常々「法曹教育制度、とりわけ司法試験のあり方は、目下惨憺たる重篤な病的状況にあるといつてよい」とされて⁽²⁶⁾おり、その改革方向として、司法試験の資格試験化、公開の面接試験に重点を置いた試験方法の改革などを提言されている⁽²⁷⁾。貴重な視点ではあるが、しかし、試験内容や方法をいくら改善しても、法曹養成教育自体が変わらなければ問題は解決されないのではなからうか。清水教授は法科大学院構想について、「雨漏りで仕様のなくなった家の屋根を修理することなく、そのままにしたうえで、さらにその上に新しい屋根を作って雨を防ごうとする姿を考えてしまつ」と誠に鋭い指摘をされているが、法科大学院構想はむしろ「雨漏りで仕様のなくなった家」自体を建替る試みになり得るし、またそうすべきだと筆者は考えている。

(4) 学部教育・研究者養成しわ寄せ論 法科大学院を設置したとしても、筆者は、多くの論者の指摘するのと同様に、リーガルマインドを身に付けたジェネラリストや狭義の法曹を含めて法律専門職の養成のための専門基礎教育としての法学部教育の存在意義がなくなるわけではないと考えている。その場合、各大学の限られた人的・物的資源の中で法科大学院を設立するとすると、学部教育や研究者養成にかける資源が不足しないし教員にとつて過重負担となって、これらにしわ寄せが行き、ひいては学部教育の水準の低下、研究水準の低下が生じ、社会的にも法曹養成にとつてもマイナスではないかという批判もある⁽³⁰⁾。更に、戒能教授は、今回の司法制度「改革の全体に『総合設計』の視点が全くない」こと、「法科大学院構想はまさにその典拠例」であるとして、「現在の法学部教育の体系とそれなりに対応していた教員組織もそのままではありえないし、何よりも法学研究者の後継者づくりの在り方は大きく変更を

余儀なくされるだろう。」「大学がその自律性を剥奪され、法学部教育がこれまで果たしてきた役割について基本的なレビューがなされないまま大学法学部のなし崩しの解体が行われていくのは、どう考えても大学改革の正常な姿とは思えない。」と警告する⁽³¹⁾。

しかし、これも弊害是正の問題であつて、そのようなことが生じないための制度的工夫（例えば教育補助者、研究補助者制度の充実発展、法科大学院と学部教育担当のローテーション制、他法科大学院との連携による単位互換性、サバティカル制度の充実等々）をすべき問題なのではないだろうか⁽³²⁾。

(5) 法科大学院構想による法学・法学教育の歪み批判 また以上と関連して法科大学院構想が法学や法学教育全体を実務追隨に傾斜させ、学問や教育のあり方自体をゆがめてしまつという批判もある⁽³³⁾。重要な視角である。しかし、これも法科大学院の具体的な教育内容や、上述のような法学部教育や研究者養成、大学の自治や学問の自由を損なわないための法科大学院構想の弊害除去の問題として位置づけるべき課題ではなからうか。

私見によれば、むしろ、実務に追隨的でなく、批判的・創造的な視点を理論的観点から養成するという課題こそが、プロセスとしての法曹養成教育を他ならぬ大学が行うことの意味である。経済界を含めて現在要請されている今後の法曹の資質はまさにこのような創造的思考の持主であつて、現状の実務にただ追隨するマニュアル人間ではないのである⁽³⁴⁾。

また実務追隨という視角は、そもそも実務自体を技術的・現状追隨的なものと一面化しすぎているのではなからうか。例えば、筆者は、じん肺訴訟や戦後補償訴訟にかかわつて、損害賠償請求権の消滅時効や除斥期間の問題、強制労働における安全配慮義務の成否の問題などの訴訟上の重要争点について、原告側弁護士からコメントを求められ、研究会などを積み重ね、意見書を提出したり、論文をまとめたりしてきた。最近では欠陥住宅問題にかかわつて欠陥

住宅京都ネットにもかかわり、多くの貴重な情報や視点を学ばせてもらい、またそれを自分の研究にも反映させている⁽³⁵⁾。それらの訴訟では、従来の判例や学説をどう乗り越えるかがまさに実務と理論の課題である。このような理論と実務とのかわりは、法科大学院構想反対論を主張する論者自身も、むしろ積極的にかわつてきたはずである⁽³⁶⁾。法科大学院で行うべき理論と実務の架橋も、まさに、このような現実に生起する諸問題に対して旧来の判例や学説をそのまま形式的に当てはめてこと足りるとするのではない、そういう意味で批判的・創造的な精神に富んだ法曹の養成に資することなるはずだし、そうすべきである。

(6) 専門機関による法曹養成懐疑論 法科大学院批判論の中で最も本質的な批判のひとつに、むしろ、そもそも一定の専門機関で法曹養成教育を行うことができるという前提自体を疑う議論がある。の中には、これまで教育よりも研究を重視し、また実務との交流も希薄ないし皆無な大学関係者に法曹養成教育ができるのかという、その「能力」「やる気」を問う声がある⁽³⁷⁾。この点は法科大学院を構想する大学関係者にとっても謙虚に耳を傾け、いやしくも法科大学院での法曹養成教育が必要だと主張するからには、そのような「能力」「やる気」はある、なければそれは是非養成すると決意表明すること、及びそれを実現する諸条件を整備することしかあるまい。

更にもっと本質的な批判として、そもそも法曹養成はどこかの専門機関が何年かかわればできるのかという批判がある。法科大学院構想自体は否定しないとしても、新司法試験の受験資格を法科大学院修了者に限定することを否定する。いわゆるバイパス論主張の流れである。結局、法曹の資質は、実務中での競争によって磨かれるしかないのであって、問題の根本はこのような意味で自由競争が充分に行われるだけの法曹人口の増大であり、一定の法曹養成機関修了を法曹になるための前提的資格とすることは、産み出される法曹人口の枠の規制につながり、結局は自由競争を阻害することになるといふ議論である。その代表的論者の一人である安念潤司教授は次のように述べている。

「自己啓発こそ決定的です。マーケットメカニズムの素晴らしさは、市場のプレイヤーに対して自己啓発を強制するところにあります。世の中のもなビジネスは、皆このメカニズムによって消費者の利益に奉仕しています。そして、自己啓発の必要が教育の需要を生むわけです。政府の介入によって弁護士を維持することがそもそも可能なのか、可能だとしてもすべきなのか、大変疑問であり、この点をこそ徹底的に議論する必要があります。この論点に比べれば、ロースクールのカリキュラムや教員のリクルートなどは、枝葉末節にすぎません⁽³⁸⁾。」

これはまさに自由競争市場至上主義というような議論である。しかし、市場の自由競争によって法曹の資質が向上するとしても、ことは個人の権利や義務にかかわり、また社会的な正義にもかかわる法的問題を扱う法曹の資質にかわる問題である。そこでは最低限度の法曹の資質の養成が計られるべきは当然であって、悪しき法曹にゆきあたった市民・団体が被害を受けるのではたまったものではないのである⁽³⁹⁾。

(7) 法科大学院で法曹養成教育を行うことへの批判 なおプロセスとしての法曹養成教育を肯定するとしても、それを行う機関がなぜ専門大学院としての法科大学院でなければならないのかという批判がある。例えば、現行司法試験制度の改革の中で、法学部の教育年限を延長するとか、法学部からの推薦制を導入するとか、司法研修所の教育内容を改革するという選択肢の提言である⁽⁴⁰⁾。確かに今回の法科大学院議論は、議論の最初から法科大学院が大きく浮上してきたために他の選択肢を熟慮した結果の選択肢という議論の筋ではないかもしれない。しかし、法学部教育自体が多様な学生の進路の中で教育的な絞りきれないことの基本的問題性をかかえている限り、法曹養成教育をいずれかの形で特化した機関を設ける必要性があるし、求められる法曹像の資質からして、それを学部教育のレベルで行うことには限界がある。また「点」による選抜としての現行司法試験を残す限り、司法研修所をいかに改革しても法曹の資質養成には限界がある。更に単に実務追隨的ではなく、理論的な見地から実務を批判し、新たな実務を創造す

る視点を養成する点では学問の自由と自治を有する大学こそが法曹養成教育機関としてふさわしいとも言える。

この点で検討会議「まとめ」が次のように指摘しているのは注目し値する。「今後の法曹養成に期待される機能のうち、特に、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、専門的な法知識に関する批判的創造的視点及び法曹の人間のバックグラウンドとしての幅広い視野を身に付けさせるためには、学問の自由を基盤として多用な学風を持つ大学において教育を行うことが効果的であると考えられる」⁽⁴¹⁾。

結局、プロセスとしての法曹養成教育を専門大学院としての法科大学院で行うことは、基本的には妥当な方向性を持ち、問題はそれを前提として、懸念される様々な弊害を如何になくしていくかという条件整備、制度設計にあるというのが筆者の基本的見解である。

二 法科大学院における教育理念

1 個性のある多様な法科大学院の創設

さて上述したように、筆者は、プロセスとしての法曹養成教育を専門大学院としての法科大学院で行うことは基本的に妥当な方向であると考えている。その上で、二一世紀に求められる法曹像は、社会の複雑化や国際化等に伴う多様なニーズの発生への対応からして、画一的な法曹像ではなくして、多様な法曹像が求められる。従って、法科大学院の教育理念も、最低限共通に必要な法曹の基本的資質は維持しつつも、それぞれの法科大学院が求める法曹像に即して多様なものであることが重要であると言えよう。この点にかかわって「中間報告」は、各種の法科大学院の「それぞれが理想とする多様な法曹を養成する柔軟なシステムが展開されることが望まれる」⁽⁴²⁾とし、また教育内容についても「必要科目や教員配置等についての基準を定めることにより、法曹養成のための教育内容の最低限の統一性と教

育水準を確保しつつ、具体的な教科内容等については、創意工夫による独自性、多様性を尊重することとする。」と述べている。また文部科学省大学課の合田隆史課長も、一九九八年の大学審査申の理念を引用しつつ、「各大学の自主性・自律性を基本とした個性的な発展という大学改革の理念に則し、各大学院がそれぞれに特色を持ち、さまざまな専門性を有する人材を養成することによって、全体として多様な要請にこたえうる専門職集団の形成に寄与することが必要である」⁽⁴³⁾。「専門大学院に求められるものは、資格取得のための画一的な準備教育ではないことは言つまでもない」⁽⁴⁴⁾。「ことを強調している。なお田中成明教授は法科大学院の制度設計につき、「各法科大学院が、それぞれの教育理念と受け入れる学生の能力・関心に照らして、その枠内で自由に設計すればよいのであって、現在各大学や弁護士会が提示している構想は画一的すぎるきらいがあります。」と指摘するが、重要な指摘である⁽⁴⁵⁾。

ところで個性ある多様な法曹を養成するためにも前述した一定基準を充たした法科大学院の設立を積極的に認めても、新司法試験の内容が、あまりに多くの法的知識を要求するものであったり、法科大学院の教育内容の確認的性格と乖離するものであると、新司法試験合格のための受験勉強とそのための科目選択が横行し、プロセスとしての法科大学院教育の存在意義が失われてしまう。この点で新司法試験の内容の工夫が重要である。「中間報告」は、「法科大学院において充実した教育が行われ、かつ厳格な成績評価や修了認定が行われることを前提として、新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に新司法試験実施後の司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定するものとすべきである。」とする。丸田隆教授は「法科大学院を要求された成績基準で卒業することが容易ではないような厳しい指導とチェックが行われる」ならば、司法試験はむしろ不要であり、かりに勉強をさせるという意味で全国レベルの試験が必要であれば、「従来型の六法科目の狭い法的知識の有無を問うので

はなく、全体的な観点から(複数の法領域にまたがる)バランスの取れた法的知識と分析力を有しているかを試験するものでなければならぬ」として、基礎法分野、私法分野、刑法分野、憲法分野の四分野の択一試験と同分野についての記述式試験、面接試験を提案されている。⁽⁴⁴⁾

なお、法科大学院の自由な設立を認めると法科大学院の学生数が多くなって、結局、新司法試験で絞りをかける必要があり、そうすると現行司法試験と変わらない「点」としての法曹資格選抜に近づくのではないかという懸念が表明されている。⁽⁴⁵⁾ また萩原金美教授も、「司法試験の受験勉強が法科大学院入学のための受験競争の前倒しになり、現在の司法試験予備校は法科大学院の予備校化するかもしれない」危惧を表明され、「このような問題点の克服について大学案は必ずしも真剣かつ十分に配慮していないように思われる。」と批判する。⁽⁴⁶⁾ しかし、一定基準を充たす法科大学院の設立を認めるとしても、その人的・物的基準が厳格(適正な意味で)であれば、そう安易に法科大学院は設立できない。また仮に法科大学院が定着してその設立数が増大してくるとすれば、それだけ法曹養成教育力が増大しているともいえる。この点で、法曹人口の増大を抑止すること自体の是非も慎重に検討すべきであろう。⁽⁴⁷⁾

2 立命館大学法科大学院(仮称)の教育理念——「地球市民法曹」の養成について

筆者は、たまたま立命館大学法科大学院の構想具体化のための委員会内で教育理念を担当するワーキング・グループに所属して、原案を担当したが、その際に構想したのが、「地球市民法曹」という理念であった。委員会の議論を経て昨年四月に公表された「立命館大学法科大学院構想案」では、「地球市民法曹」の理念を次のように述べている。⁽⁴⁸⁾

「司法制度改革と新たな法曹養成制度の創出にあたり、本学法科大学院の掲げる基本理念を養成すべき法曹像に即して言うならば、人権・民主主義・平和を実現する二一世紀の豊かな人類社会の形成と発展を支える法の形成・運用

を地球的規模で担う、地球市民法曹を養成することである。」

「地球市民法曹の基本的性格 個人や団体は法の支配の対象である同時に、あるいはその前に、法の支配の担い手であらねばならない。リーガルプロフェッションとしての法曹は、人類社会における平和、人権、民主主義の主体的な担い手であると同時に(「地球市民としての法曹」)、市民社会においてそれらの普遍的価値が実現されるために個人や諸団体の自律や連帯、それらの公正で正義にかなった社会経済的活動をその生活する地域で、国内で、また地球的規模で支援するものでなければならぬ(「社会の公正・正義の実現を支援する地球市民法曹」)。

その上で、二一世紀地球市民法曹に対しては、次のような多様な役割と課題とが要請されることとなる。

多様化する社会の要請と地球市民社会

第一に、近時の社会の急激なグローバル化は、社会経済活動の国際化を飛躍的に前進させ、企業活動のみならず、また国際取引はインターネット等を通じて個々の市民の次元でも広く展開されるにいたっている。また環境問題、安全問題、地域紛争等も地球的規模で発生している。地球的規模で多様な価値観を相互に承認しつつ、公正で正義にかなった社会的ルールを形成し、運用していくための国際的な視野・比較法的な知識を深く身につけ、国際的に活躍する法曹の養成は、二一世紀人類社会の緊急な課題である(国際的視野を持ち活躍する地球市民法曹)。

第二に、他方で、個性あふれる地域社会の発展が求められ分権型社会が追及される中で、国際的視野を持ちつつ、地域社会に密着し、地域に固有な法的問題の解決を支援する地域密着型法曹も養成されている(地域に奉仕する地球市民法曹)。

第三に、取引における高齢者や知的障害者の自立の支援、性別役割分業型家族モデルのゆらぎ、少年非行の問題、ジェンダー論からみた法学の捉えなおし、多様な民族性や価値観を持った市民の共生など、従来の法が予定してい

た人間像 (ナショナルな国家の中での強く自律した個人) の再構築が急務となっている。新たな次元での法の人間化が問題となり、そのような視点と知識をもった法曹の養成が必要となっている (法の人間化を支える地球市民法曹)。⁴⁸⁾ 第四に、以上の社会的課題の問題状況は、たとえば知的所有権にかかわる国際的問題に精通した法曹や、成年後見制度とかかわって高齢者、知的障害者の自立を支援できる特別な知識を身につけた法曹、地域での環境問題を国際的視野から把握し解決する道筋をつけられる法曹、セクシユアル・ハラスメントなどの問題をカウンセラーなどと協力して解決していく法曹、少年非行の問題を少年の心の問題まで理解して解決にあたる法曹など、いわゆる法曹の専門化を必然的に要求することになる (地球市民法曹の専門化)。⁴⁹⁾

若干敷衍しておく。二一世紀は、前世紀までの人類社会の積極的側面をひきつぎ、負の側面を克服し、豊かな人類社会を発展させる飛躍の時代になければならない。そのような時代の担い手は、人権、民主主義、平和という人類普遍の価値観を自覚的に身につけ、多様な価値観、多様な文化、地球環境との共生をはかり、公正で正義にかなった社会形成に主体的にかかわり、グローバルな視野と地域の固有な発展の視野の双方を持ち合わせて行動する自立した個人や団体である。まさにこうした意味での「地球市民の養成」は、二一世紀人類社会に課された最重要な課題であり、立命館学園が二一世紀に学園が養成すべき学生像として「地球市民の養成」を正面からかけ、とりわけ学園の国際化、人間化を推進してきた所以もここにある。⁴⁹⁾ その中で、豊かな人類社会を発展させるための社会的ルール、制度としての法と、法の形成、運用に高度な専門家としてかわる法曹の役割も飛躍的に増大する。法曹も、こうした二一世紀の課題に応える地球市民法曹として以上に述べたような高い資質が要求される。

「地球市民法曹」という理念は確かに包括的・一般的過ぎるかもしれないが、まさに原案提起者として言わせてもらえば、その包括性にこそ特色があるのである。筆者としては何とかこの理念を教育内容に良い形で反映できればと考えている。例えばカリキュラムにおいて、憲法訴訟を一年次必修としているのは、人権・民主主義・平和の実現をめざし、二一世紀の豊かな人類社会の形成と発展を支える法の形成・運用を地球的規模で担いうるような、地球市民法曹を養成したいという教育理念の反映である。その他一年次に「ジェンダーと法」や「国際人権法」という科目を置いたり、三年次のリーガルクリニックに「少年非行」や「女性と人権」を置いていること、専門法務プログラムに工夫を凝らして一定の専門性の獲得をめざしているのも、このような理念の反映である。⁵⁰⁾

理念を具体化した特色あるカリキュラム・教育内容については、更にその検討の継続が必要なこととは言ってもない。その場合、様々な実務家との協同 (狭義の法曹だけでなく、企業法務担当者、弁理士などの準法曹、カウンセラーなど) はもちろんのこと、学内外の諸機関との多様な連携も視野に置くことが必要となろう (例えば、心理学や福祉を研究対象とする本学の「応用人間科学科」との連携や、構想中のビジネス・スクールとの連携、地域の女性センターとの連携など)。

三 教育内容

1 年限問題

法科大学院の開設をめざして、立命館大学でも教育内容の具体化作業に着手しているが、その際、前提的な問題として大きな点が年限問題である。立命館大学では、第二次案において、充実したプロセスとしての法曹養成教育を行うためには、法学既修者であっても三年間の教育が必要であるとし、また法学既修者以外にも門戸を広く開放することとの関係で、その者には予備課程を設けることを提案した。

しかし、その後、様々な議論も参考に、この予備課程を法科大学院三年間の教育の外に置くのは四年間の教育を強

いることになり長すぎはしないかという点を考慮して、標準修業年限は三年とするとともに、法学未修者に基本実定法科目の基礎科目として一年次に基本実定法科目B群という履修指定科目を置き、その履修を前提に、法学既修者が最初に履修する基本実定法科目A群の履修に進むという構造を設計した。

更にその後、上記司法制度改革審議会「中間報告」において標準修業年限は三年としつつも、一定の法学既修者には二年の短縮修了も認めるといふ提言がなされたのを受けて、立命館大学法科大学院でも、一定の要件を充たせば二年短縮を認める方向で、カリキュラムの具体化を計っている。⁽⁵¹⁾

ただし、二年短縮を認めるといってもその基準、割合が問題である。これは教育内容ともかわる議論であり、現在検討中であるが、抽象的には二年短縮で修了できるだけの基礎的力量があるものに二年短縮を認めることになる。

2 教育内容

(1) 法科大学院における法曹養成の到達目標 法科大学院での教育内容の具体化にあたり、各大学や弁護士会(と大学との連携)において教材開発や実験授業の試行錯誤が始まっている。本年一月二日に日弁連が「法科大学院設立・運営協力センター」を設置し、弁護士と研究者の協同作業でカリキュラムと教育方法の検討を開始した。その成果は、四月一四日の公開模擬授業のシンポジウムとして発表されている。⁽⁵²⁾ また、各地域の単位弁護士会等でも地域の大学と弁護士会との協同で教育内容の検討が行われており、立命館大学も京都弁護士会、大阪弁護士会、近畿弁護士連合会などと適宜検討を行うとともに、今年後半にはそのような実験授業的なものを正規の大学院授業の一環として組み込んだり、その成果を模擬授業として公開することを構想している。

教育内容を具体化する上でキーとなるのは、法科大学院における法曹養成教育の到達点の水準をどこにおくかとい

う問題である。新司法試験の内容・あり方もこの到達点問題によって規定されるべきであって、その逆であっては、現行司法試験制度の弊害が形を変えて現われるだけである。

重要なことは、法科大学院で養成する法曹とは、正確には明日から実務で仕事ができる法曹を養成するのではなくて、法曹の「卵」であるという点である。鎌田薫教授は「司法研修所も含めて法曹養成機関における教育は完成した法曹を作り出すことを目標としているのではなく、専門家として出発するのに必要な能力を養成することを目標とするのである」と指摘するが、筆者も同感である。⁽⁵³⁾ この点は法科大学院終了後の修習問題、役割分担ともかわる問題である。実務家として法曹の仕事を実践するためには、実務研修が不可欠である。しかし、二年ないし三年間の専門大学院としての法科大学院で、明日から実務につけるような実務研修を行うことは不可能でもあるし適当でもない。立案案での法務科目やエクスターニシップ、リーガルクリニックも、実務を覚えるための研修に主目標があるのではなく、様々な生の事実や実務の実際にふれることによつて、理論が現実適用される場合の問題点や課題、新しい問題に出会つてそれを解決するために必要な法知識、法的思考のあり方、法曹倫理の具体的あり方にふれること、また公益的な活動に奉仕することによつて、地域、社会に貢献することを目指しているのである。⁽⁵⁴⁾

問題は「卵」を育てるとしても「卵」の成熟度である。この点で、今のところ、論者によつて、また特に実務家サイドと大学サイドで求める卵の成熟度に幅があるといえる。この幅を基底しているのは、(暗黙裡に)前提している法科大学院入学者の水準にもよる。要点は基本実定法科目の基礎力がどの程度のものかによるといふのが筆者の基本的考えである。更にこの点は法学部でどの程度の専門基礎力量の形成が可能かにもかわる。また、教育における段階性の問題ともかわる。これらの点は後述する。

(2) 立命館大学法科大学院カリキュラムの三層構造化 法科大学院の修了年限を三年を標準としつつ、一定の法

学既修者には二年短縮修了の途を認めるとする場合、多くの案ではカリキュラムは二層構造となる。すなわち二年短縮修了にあてはまらない者は一年のカリキュラムを履修し、二年短縮修了者は一年次の一定の科目の履修免除なし単位認定を受けるという二層構造である。⁽⁵⁶⁾

これに対して、現在検討中の立命案では三層構造になる点に特徴がある。すなわち、二年短縮修了の要件を充たさない、或いは選択しない者の中にも、全くの法学未修者と法学既修者とが混在することが予想される。果たしてこの両者を全く同一のプログラムで教育するのが妥当かという問題が生ずる。もともと立命館案では、法学既修者であっても三年間の法科大学院の履修を原則と考えて出発したので、法学未修者が法学既修者と合流するための予備課程のプログラムとしてゼロ年次の予備課程を構想したのを、その後、四年間は長すぎるとして一年次の履修指定科目の基本実定法科目B群として位置づけ直したのである。その後、更に、「中間報告」などの動向を受けて、一定の法学既修者に二年短縮修了を認めるという基本方向を確認したのである。

従って、立命館案では一年次の基本実定法科目A群という必修科目（二年短縮修了者にはこれを免除する方向で検討中）は、法学未修者が法学既修者に合流するための前提科目ではない。法学既修者と合流しうる前提として一定の基礎知識をコンパクトかつ体系的に修得させるのは履修指定科目B群の役目であって、A群は、法曹養成に特化された法科大学院において法学部教育で養った専門基礎能力を、更に実務法曹として運用できるための基礎力に転化させるための特別科目なのである。その具体的な中味については現在検討作業中であるが、筆者の意見では、学部講義科目で幾つかに分散されていた問題を、契約の成立にかかわる問題、契約上の義務にかかわる問題、契約の不履行にかかわる問題などのように、現実の問題となる法的紛争に関連つけて幾つかにまとめ上げて、知識を再整理し、実践知として体系化することを主眼にイメージしている。

これに対してB群科目は、私見によれば、もっと民法の基本的な概念（「能力」「意思表示」「代理」「契約」「不法行為」「担保」「法人」など）や原理的な問題（契約自由の原則、過失責任主義など）、歴史的な前提的問題（近代民法典の特徴、民法と商法の関係、特別法の発展など）を中心的に取扱うことになる。

以上のような三層構造という特徴は、多様なバックグラウンドの学生を受け入れ、それぞれの層に対してきめ細かい対処をするという点と、とくに全般的に基本実定法の基礎力・応用力の養成に重点を置くという特徴がある。後者の点は、新しい知識は複雑化・変化の激しい社会に於いてすぐに陳腐化してしまい、新しい問題に対して創造的にも考える力は、基本法に立ち返って考えることが必要となることをふまえてのことである。⁽⁵⁷⁾

(3) 段階的教育の必要性 法科大学院のカリキュラムの中でも重要なものが、一定の要件のもとに二年短縮修了を認める法学既修者が最初に法科大学院で履修する基本実定法関連科目である。立命館法科大学院（仮称）のカリキュラム構想では、法科大学院の一年次に基本実定法科目の講義科目A群をおき、二年次に基本実定法科目の演習、三年次に法科大学院教育の仕上げの科目として、民法法総合演習（四単位）と刑事法総合演習（四単位）を必修として置いている。すなわち、一年次・講義 二年次・演習 三年次・総合演習という段階的学習を構想する点に特徴がある。これに対して、幾つかの各大学の構想案や本年三月に公表された日弁連法科大学院設立・運営協力センター（以下単に「センター」と略す）の案では、二年修了者が最初に履修する基本実定法科目については、最初から実体法と手続法を複合させたものや、法領域横断的科目として構想しているものがある。

例えば「センター」案では、二年次に民法法関連の基幹科目として民事実務ⅠからⅢまでの三科目（各二単位）をおいている。民事実務Ⅰは、「民事裁判実務の理解を深め民事訴訟を代理人として遂行する基本的技能と実務知識を修得する」。Ⅱでは、「契約の機能、成立過程、解釈について学び、契約をめぐる紛争についての問題解決能力を修得

する。Ⅲでは「会社法実務全体を学びビジネスプランニングの基礎を修得する」。⁽⁵⁸⁾ この案の特徴は、二年次には民法の理論的教育はそれ自体としては行わない点にある。

「センター」案では、一年次に民法の基本実定法科目として、民法（財産法）一二単位、商法（会社法）四単位、民事訴訟法・四単位を置いているので、実定法に関する知識はそれで充分身に付けられると前提しているのかもしれない。また一年次を履修免除されて二年短縮修了が可能となる法学既修者には、始めから上記のような民事実務の履修についていける水準を要求すれば、論理的にはつじつまがあつた。⁽⁵⁹⁾

しかし他方で、現行司法試験合格者が身に付けるような基本実定法の知識が法科大学院において養成できるのかという危惧の聲が寄せられているように、⁽⁶⁰⁾ 実践に於いて使いこなすべき基本実定法知識の体系的修得は、そつたやすく「前提」できるものだろうか。そのような基本実定法知識の体系的修得の有無を試す試験でもあると思われる現行司法試験の合格平均年齢が二六・八歳であり、合格に要する試験勉強期間が五年近いこと（平成一一年度）を考えたときに、既に法科大学院入学の時点で十分な基本実定法知識の体系的修得があることを前提にすべきなのであつた。⁽⁶¹⁾

問題はむしろ、そのような基本実定法知識の体系的修得を如何に行つかという点にあり、それを学部段階の法学教育や法科大学院の一年次の科目だけに解消することはかなり困難であると考ええる。もしそれがかなり実現可能な課題であるならば、現行司法試験においても学部現役卒業生がもっと合格してもよさそうなものである。なおこの点は法科大学院設置後の法学部教育の問題とも関連するので後述する。

立命館大学法科大学院においては、まず一年次においては、各実定法領域ごとの演習を行い（「民法演習」「商法演習」「民事訴訟法演習」「刑法演習」「刑事訴訟法演習」「憲法演習」。各四単位・半期）、その中で、一年次ないし学部

段階で修得した基本実定法の領域ごとの断片的知識を、それぞれの基本実定法領域を中心とした事実在即して横断的に活用できる基本的能力を養成する。その具体的内容は現在検討作業中であるが、筆者の意見によれば、ここでは、学部段階の教育では充分に行い得ない、事実からの法的争点の発見、原告、被告、裁判官の立場のそれぞれにたつての法的主張の構成、予防法学的観点からの法戦略策定能力の養成などを主眼とした能動的な授業を行うこととなる。むしろ現実の法的問題は、「民法」「民事訴訟法」「商法」などとわかれて存在しているわけではなく、それらが絡まりあい、また行政法の問題や刑事法の問題とも関連したりするものである。実体法と手続法も分けて考えることはできない。しかし、問題はそのような現実の法的紛争への対応能力をどの段階で身に付けることが最も適当かということである。

立命案では、二年次の演習は、複雑な現実の法的問題への対応能力よりも、その前段階の各実定法領域の体系的知識を事実にあてはめて応用する能力自体の養成に力点を置いている。また三年次に必修科目として「民法法総合演習」と「刑事法総合演習」（各半期・四単位）とを置いている（各四単位）。ここでは、二年次の各実定法領域での演習で修得した基本実定法の体系的知識の応用力を基礎にして、さらに民事法、刑事法相互の中での法領域横断的な問題を、実体法と手続法との交錯問題もふまえながら取扱うこととしている（その他三年次の選択科目として「人権救済総合演習」「現代法務総合演習」を置いている。半期四単位）。

(4) 理論と実務との架橋について 上述の段階的教育は、法科大学院で要請される理論と実務との架橋問題についても妥当する。いくら実務家としての法曹養成に特化した教育を行つといても、法科大学院は実務の研修機関ではなくて、あくまでも教育機関である。理論的知識を充分に身につけないまま最初から実務的知識を身に付けさせようとすれば、実務は単なる技術に矮小化されてしまふ。「実務的観点」はどの科目においても意識して教育すべきだ

としても、理論と実務との「架橋」の密度は、各科目の特性も考慮しつつ、一年次、二年次、三年次と段階的に濃くすべきではなからうか。⁽⁶²⁾

その意味で立命館案では、実務関連科目として、実務基礎科目にLR&W(リーガル・リサーチ&ライティング)や法情報リテラシー、法曹英語などのスキルの科目、法曹倫理は一年次におきつつも、理論と実務の架橋を最も前面に出した総合演習(民事法総合演習、刑事法総合演習、現代法務総合演習、人権総合演習)は三年次に、また実習科目としてエクスタンスシップ(特許法務、金融法務、不動産法務、租税法務等々)或いはリーガル・クリニック(法律相談、少年非行、女性と人権など)のうちどれか一つを三年次に選択する(二単位)ものとしている。

(5) 専門性について 立命案は、二年次からの展開科目の履修と三年次の専門法務演習を結び付け、企業法務、国際法務、公共法務、生活法務、先端・複合法務の六つの専門法務プログラムを用意した。例えば、企業法務プログラムを選択した場合は、選択したプログラムに関わる展開科目三科目以上を選択し(例えば、企業倒産法、企業税法、証券取引法など)、これと四単位通年の専門法務演習とリサーチペーパー的なものにまとめあげる特定研究(二単位)とを組み合わせ、関連する複数の研究者教員、実務家教員の指導のもとでまさに理論と実務の架橋に即した能動的な学習を行うことになる。これは、二一世紀法曹に要請される法曹の専門性の養成を念頭においたものである。三年間ないし二年間の法科大学院では、もちろんすぐに実践できる専門性を十分に身に付けることは難しいが、しかしながら、ただ展開・応用科目を個別的に履修するよりも、幾つかの科目をパッケージ化して専門の法務演習と結びつけることによって、専門性の端緒の養成にメリハリをつけることができると考えるからである。

四 法科大学院設置後の法学部教育

法科大学院設置後の法学部教育はどうあるべきかという問題も重要論点であり、立命館でもこの点の検討作業が進行中である。昨年九月におこなわれた立命館第三回シンポジウムにおいては、本学の吉村教授がその時点での法学部教育の基本目標として、①幅広い教養・豊かな人間性・国際理解(外国語能力を含む)の養成、②法化社会を支える市民としての(社会の様々な場で法化社会をリードしていくための)法的素養の育成、③高度化した社会の中で自らの進路を切り開いて行けるだけの専門的力量(ないしはそれぞれの手掛かりをあたえるもの)の形成を揚げ、法科大学院設置後は、これら三要素を維持しつつも、①②要素を一層重視すると同時に、③の要素を学生の進路を切り開く力と結びつけて多様なコース制を展開することの課題性と可能性を示唆している。⁽⁶³⁾ 予定では立命館大学法科大学院の開設と即応して、今後抜本的な法学部教学改革が行われる予定である。この点について、法学部内の多様な議論に刺激されつつ現在考えている私見の基本的骨子を示せば次の通りである(以下はあくまでも私見であって、どのような内容・形で立命館大学法科大学院設置後の法学部教育改革が結実するかは今後の議論に委ねられている)。

(1) 国際化・情報化に対応したスキルの養成

第一に、どのような進路にすむにせよ、幅広く深い教養と法的思考力を身に付けたジェネラリストを養成することは法学部教育の一つの大きな柱というべきである。

問題はこの場合の教養の中味である。一つは、国際化・情報化する社会に対応した外国語運用能力や異文化交流能力、デジタル情報を駆使して世界中から情報を収集したり処理する能力、言わばそのような意味でのスキルの能力の

養成が今まで以上に重視されよう。立命館大学法学部では現在でも「副専攻」をつくって、英語やそれ以外の外国語を重点的に選択するカリキュラムをつくったり、国際関係学部との間で国際インスティテュート科目を展開し、国際化に対応するプログラムを特別に履修することを可能にしたりする工夫を重ねている。一回生次には情報リサーチ科目も設定しているが、これらを更にバージョンアップしていく必要がある。

(2) 教養科目の再編

更に従来「一般教養」としておかれていた科目は、二つの方向から再編されるべきである。

① 「専門の基礎」としての教養 ひとつは、法律学・政治学の専門の基礎となる教養の修得である。この点では、歴史学や社会学、環境論、ジェンダー論、思想史、哲学など法や政治学を専門的に勉強していく上で基礎となる幅広い教養の修得が目標となる。

② 非専門的「教養」のサブメジャー化 また専門の基礎としての教養とは別に、むしろ、これとは相対的に独自に、自らの人間・社会観を深めるための教養教育も必要である。但し、これまでのアトランダムな選択では、教養としても表面的なものしか身に付かない。そこで、幾つか関連する科目をパッケージ的にまとめとり、いわば「サブメジャー」的なカリキュラム構築することが、考えられる。例えば、心理学に関連する科目を四科目とる、或いは哲学に関連する科目を四科目とるなど（なお立命館大学のカリキュラムは Semester 制で、ほとんどの科目は二単位科目である）。こつした「サブメジャー」化は、多様なバックグラウンドをもった法曹が要請される中で、法学部生であつても、一定の特色ある法曹を要請する契機とならう。なおこれの実現には、他学部聴講などのシステムを全学的に調整する必要がある。

(3) 進路に即した専門性の養成

ところで、法科大学院設置後の法学部は単なるジュネラリスト養成に解消することは妥当でないとと思われる。現在でも、法学部出身者は狭義の法曹になるだけでなく、司法書士や税理士、行政書士等の準法曹になったり、裁判所職員や家裁調査官、税関職員などの法律職の公務員、それ以外の国家及び地方の公務員、民間企業、マスコミなど様な進路に進んでいる。それらの進路にあわせて専門としての法学の基礎的力量を養成していくことも必要ではないだろうか。

この点で、樋口教授が「単に legal mind といふかけ声ではなく、こつでもまず、望まれる法学部卒業生像をイメージすべき」としている点⁽⁶⁾は参考になる。ここでは社会人として基礎的な法的素養と法への関心のある人たちを養成するのであれば、憲法をはじめとする基礎科目をじっくり修得させ、法や裁判を利用する立場から最低限必要な知識を提供し、弁護士を利用する立場を重視するならば、弁護士のチェックができるように、弁護士の考え方・義務・専門性への理解を得るために、ロースクールでの教育内容と教育方法の少なくとも一部は、学部段階でも提供すべきとし、弁護士ではないが専門家になるのであれば、専門家責任を、企業法務に進むのであれば、企業法務の実務との連携を図るようなコースを構築すべきだとの提言がなされている。

現在、立命館大学では法学部の専攻制をとり、学生の問題関心の重点によって、「司法専攻」「環境・生活法専攻」「国際比較法専攻」「政治行政専攻」の四つを置いている。これらを基礎に、或いはこの専攻自体を再編して、学生の進路希望もふまえて、法曹進路プログラム、企業法務プログラム、公務プログラムなどの一定の進路プログラムを設定し、それに合わせた教育内容の特色づけをすることも考慮に値するであらう。これらを演習やエクステンションなどの小集団科目と結びつけて機能させれば、目的を同じくする学生同士が互いに刺激を受け切磋琢磨して目標に向

けて勉学していくことで大きな教育効果が生まれるだろうし、また、漫然と専門科目をアトランダムに選択するのではなく、一定の目的に従い体系的に履修していくことで、進路に即した専門的基礎力量を高めていくこともできる。但し、その際、近視眼的に就職に引きづられた一面的な実利的・功利的な勉学におちいらぬように、他方で前述した教養科目の比重を相当程度に高めておくことも必要となる。

(4) 法曹進路プログラム設定の是非

なおそのような進路プログラムとして例えば法曹進路プログラムを設定する場合、法科大学院との関係では、なお留意しておくべき幾つかの論点がある。ひとつは、法学部内に法科大学院進学者用の特別コース的なものを設置することによって、自大学出身者の困い込みになり法科大学院入学に際しての公平性・多様性に反するのではないかという問題である。⁽⁶⁵⁾ こうした危惧に対する批判はもっともあり、法学部に設定した法曹進路プログラムと自大学の法科大学院入学とを直結的に連関させることは否定されるべきであろう。

また特別コース設置については、学部内に差別意識やエリート意識をもたらし教育上よくないとか、人間形成が未熟な段階で法曹になる道を選択させることは、「冷たい法律家」を生み出すことになりよくないなどの批判もある。⁽⁶⁶⁾ この点も、もっともな批判であり、そのような弊害が生まれぬような慎重な工夫が必要となる。前述したように、法科大学院進学者にだけ特別プログラムをつくるのではなく、多様な進路開拓プログラムを用意すること、また、法曹進路プログラム履修者であっても、前述のような教養の形成を重視する制度的工夫を行うことが不可欠である。

なお早期に法曹になる道を選択することはよくないといっても、そのような意識の形成自体を抑制することは無理であるし、すべきでもなかる。現在でも立命館大学法学部では、司法試験や国家公務員試験一種試験などの難関試

験にチャレンジすることを目標として法学部に入学してくるものために、入学時から法律学特修課程を設置している。今年開設して三年目にあたるこの課程の一回生次の基礎演習を筆者は担当しているが、皆、社会正義の実現のため、或いは国際平和のためなどという理想の実現に意欲を燃やして、法曹や国連職員、国家公務員などになる夢を描いて、実に活発なクラスとなっている。教育機関として重要なことは、法曹志望の意欲を「おまえは人間的に未熟だからそんな決断をするな」と冷や水を浴びせることにあるのではなく、そのような意欲を大切に、それがよき法曹へと成長するための配慮を尽くすことにあるのではないか。法が如何に人間・社会と深くかわり、各人の人間観、社会観、世界観と深くかわるものであるのか、何故に紛争が生じ、それを法という道具を使い解決すべきなのか、またその限界はどこかなどについて深い知識や思考力を身に付けさせることこそが重要である。

(5) 大学院と法学部教育

一九九八年一〇月二六日に出された大学審議会答申「二一世紀の大学像と今後の改革方向について「競争的環境の中で個性が輝く大学」は、周知のように、「高度専門職業人養成の特化した実践的教育を行う大学院の設置促進」を提言し、それを受けて専門大学院制度が発足することになった。専門大学院としての法科大学院もこうした高度専門職業人養成の課題に大学が答えていくという性格をもっている。⁽⁶⁷⁾ なお、これとの関連で二点を指摘しておく。

① 法学研究科専修コースの再編 立命館大学大学院法学研究科では、一九九四年度以来、従来の研究者養成に加えて、高度専門職業人の養成を主眼とした専修コース（「法務専修コース」「国際法務コース」）を設置し、一九九八年度からはこれを再編して、狭義の法曹志望者に特化した「司法専修コース」と準法曹や公務員、マスコミ、或いはそれらの現役者の継続教育などの機能も担った「法政専修コース」を設置してきた。専門大学院として法科大学院を

設置した場合は、従来の「司法専修コース」は法科大学院に発展的解消となり、他方で、「法政専修コース」はそれ以外の高度専門職業人養成の機関として、更に再編発展させていくことが展望されている。⁽⁶⁸⁾

法科大学院での養成対象として、準法曹や企業法務関係者なども取り込むべきだとする意見もあるが、立命館大学の目下の議論状況では、これらの課題はむしろ現在ある「法政専修コース」の発展課題の中に位置づけている。その上で、例えば税法関連科目や知的財産権関係、企業法務や少年法などの両者に相互に関連する展開科目の幾つかを法科大学院と法学研究科の「法政専修コース」で相互履修できるようにしたりすることによって、教員や学生も多様な刺激を受け合い、大きな教育的効果や研究上の刺激を生み出すことも展望できよう。

② 学部三年修了制の導入問題 二〇〇〇年二月に答申された教育改革国民会議答申は、「学部では教養教育(リベラルアーツ教育)と専門基礎を中心に教育を行うこととする。大学院へは優秀な学生が学部の三年修了から進学することを大幅に促進し、このようなことがごく普通にみられるようにする。」ことを提言している。むやみやたらに、ただ早期に大学院に行けばよいわけでないだろうが、とくに法科大学院との関連で次の点が重要な検討課題となる。

すなわち、法科大学院の標準修了年限を三年としつつも、一定の法学既修者には二年間で短縮修了するという道を仮に設定するとした場合、二年短縮修了希望者は法科大学院の一年次の法曹養成に特化したカリキュラムとしての基本実定法科目の履修をせずに、いきなり二年次のカリキュラムを履修するのであるから、それ相当の法的知識とその運用力が要求されよう。前述した法曹進路プログラムのなものを法学部内に仮に設定するならば、自大学に設置された法科大学院であるか否かにかかわらず、こうして二年間で短縮して法科大学院を修了するだけの基礎力量の養成が大きな課題として浮上することになる。

しかし他方でもし三年修了制を導入するとすれば、一定の層は、法学部三年間で集中的に先に述べたような国際化・情報化に対応したスキル、「専門基礎」としての教養、非専門的なサブメジャーとしての教養、一定の専門力量を身につけて、法学部を三年で修了し、法科大学院で一年次から三年間かけて、じっくりと法曹養成に特化した専門教育を受けるといっ道を選択することができるようになる。そして、法曹養成専門機関としての法科大学院の独立性を考えるならば、むしろこのような形での三年・三年制は一つの望ましい形でもあるといえるのではないだろうか。更に学生の中には社会人も含めて多様な学生がいるのだから、学部三年卒業で二年短縮で法科大学院を修了することを選択するものも現われるかもしれない。

人生はまさに「いろいろ」である。学生の時間は勉学にのみ費やされるわけではなく、サークル活動やスポーツに費やされたり、外国旅行や留学に費やされる時間もある。社会人学生ならば仕事もあるかもしれない。法学部を四年間ないしはそれ以上かけて卒業し、それから二年間ないし三年間法科大学院に進学する者もいれば、或いは、逆に三年間で集中的に学習し法学部を修了し、二年間ないし三年間法科大学院で勉学する者がいても、それぞれの人生の選択においてその者にとって適当な選択であり、それに見合った能力があるならば、このような多様な選択肢をふさいでしまうこともないのではないか。むしろ、法科大学院が多様なバックグラウンドを持った学生を受け入れることを重視するならば、他学部や社会人・留学生の受け入れはもとより、法学部からの学生の受け入れの在り方も多様であつてよいのではないだろうか。

「地球市民法曹」の養成という立命館大学法科大学院の壮大な教育理念は、こうした多様な学生の受け入れを最大限に追及することによってこそ活かされるのではないか。立命案の特色であるカリキュラムの三層構造もこうした多様な学生の受け入れに、まさに絶妙にマッチしたひとつのかたちであると考えている。

おわりに

戦後、平和と民主主義を教育理念にかかげて再出発した立命館大学は、一九六〇年代後半に「法・政治と国民の乖離」の克服を法学部教育の基本目標に設定し、継続的、全面的な教学改革に取り組んできた。⁽¹⁷⁾それから四〇年近くを経た二一世紀初頭の今日、この課題は、日本の歴史上初めて大学が本格的に法曹養成教育を担うという形で実現されようとしている。立命館が理想とする「地球市民法曹」の養成に向けて、その大きな社会的責任を果たすべく、今後更に学内外の英知を結集してより良い法科大学院を実現していくべく検討を重ねたい。

最後に「法学教育と司法試験対策」と題する論稿で、天野和夫先生が書かれた次の言葉を引用して結びに代えたい。「……現実を的確に把握し、法および法学を国民の立場から再構成していく課題こそ、まさに現代の法学教育が目ざすものでなければならない。それは、社会を前向きに推し進めるといふ意味で、社会変革の法学教育と呼んでもいい。」⁽¹⁸⁾

(二〇〇一年五月九日脱稿)

- (1) 司法制度改革審議会の議事概要については、<http://www.kantei.go.jp/sihouseido/>を参照。
- (2) 本学の市川正人教授が発表した「立命館大学からの提言——京都法政学校から立命館京都法科大学院へ」。この構想案を発表したシンポジウムの記録集として『二一世紀の法曹養成・連続シンポジウム・第一回』『司法制度改革を考える——二一世紀日本の法曹像・法曹養成』。この記録は立命館大学法学部のホームページに掲載されている。<http://www.ritsumei.ac.jp/ric/ja/lawschool/lawschix.htm>。また、同報告の骨子につき第二回シンポジウムとあわせて紹介として、市川正人「立命館大学『二一世紀の法曹養成・連続シンポジウム』ジュリスト一八〇号一〇九頁参照(二〇〇〇)。
- (3) 立命館大学法学部法科大学院構想委員会名で公表した『立命館京都法科大学院(仮称)構想・第二次案』(当日は本学の上田寛教授報告)。

このシンポジウムの記録集として、『二一世紀の法曹養成・連続シンポジウム第二回』『地球市民法曹への道——日本型ロースクールへの提言』。これも前注(2)のホームページに掲載されている。

- (4) 「総括報告」(報告・筆者担当)。この記録集として『二一世紀の法曹養成・連続シンポジウム第三回』『日本型ロースクールの具体化課題——法曹養成・法学教育に対する大学の責任』。これも前注(2)のホームページに掲載されている。
- (5) 審議会の「中間報告」は、前掲注(1)のホームページや後掲注(7)のジュリスト一八九号一七三頁以下などに掲載されている。
- (6) この文書については、前掲注(1)の司法制度改革審議会のホームページの他、法律時報/法学セミナー編集部編『シリーズ司法改革II:裁判を変えよう』中間報告「応用編」(二〇〇一年一月)一五七頁以下などに掲載されている。
- (7) 本学の葛野教授は「規制緩和的司法改革」「市民的司法改革」「官僚司法システムの維持」という三つの潮流のぶつかりあいとして、司法改革をめぐる議論を興味深く整理している(葛野専之「司法改革をめぐる潮流と『今後の審議の進め方』」法律時報七二巻四号八八頁以下(二〇〇〇)〇)。司法制度改革については、本学法学部の大久保史郎教授の論稿「法科大学院構想と法学教育の課題」法律時報七二巻八号四頁(二〇〇〇)同「法科大学院構想と法学教育の課題」大阪経済法科大学・法学研究所紀要三一号一三七頁以下(二〇〇〇年)、渡辺千原「いま司法改革の焦点は何か」法学セミナー二〇〇〇年七月号五六頁、前掲注(6)の他、法律時報・法学セミナー編集部編『シリーズ司法改革I:法曹養成・ロー・スクール構想』(二〇〇〇年四月)、『法科大学院の基本設計:法曹養成の公平性、開放性、多様性を求めて』(司法改革臨増)(二〇〇〇年八月)、日弁連編『日本型ロースクールをどう創るのか』(現代人文社、二〇〇一年一月)、『司法改革と国民参加 司法制度改革悪化審議会中間報告をめぐって』ジュリスト臨時増刊号一一九八号(二〇〇一年四月)などに、各大学案や関係資料が掲載されている。また雑誌の特集として、「特集II、ロースクール構想の問題点」法と民主主義三四二号(一九九九年一〇月号)、「特集、法曹養成制度と大学教育との連携」自由と正義五〇巻二二号(一九九九年)、「特集・法曹養成と法学教育——法学部・法科大学院の果たすべき役割」ジュリスト一六八号(一九九九年二月)、「特集・司法制度改革の展望」ジュリスト一七〇号(二〇〇〇年一月)、「特集、司法改革への展望」法律時報七二巻一号(二〇〇〇年一月)、「特集・法曹養成と法学・政治学教育の課題」学術会議シンポジウムから」法律時報七二巻一号(二〇〇〇年一月)、「特集・法曹養成制度と大学教育」法律のひろば五三巻一号(二〇〇〇年一月)、「特集 大学改革と法曹養成」法と民主主義三四八号(二〇〇〇年五月)、「特集・弁護士の役割と使命は何か」法と民主主義三四九号(二〇〇〇年六月)、「特集・法曹養成制度改革と法学教育」(日本私法学会臨時シンポジウム)NBL六九一、二〇〇〇年六月)、「特別企画」司法改革とロー・スクール構想」法学セミナー五四七号(二〇〇〇年七月)、「特集・法科大学院構想と法学教育」法律時報七二巻八号(二〇〇〇年七月)、「特集」大学改革・司法改革の原点から(1)」法律時報七二巻九号(二〇〇〇年八月)、「特集・大学改

法科大学院の意義と教育理念・教育内容(松本)

二五九 (二五九)

- 革・司法改革の原点から」(2)「法律時報七二巻二〇号(二〇〇〇年九月)、「特集」現代日本社会と大学・司法改革の展望」法律時報七二巻一号(二〇〇〇年一〇月)、「特集」法曹養成の現状と課題」自由と正義五一巻一号(二〇〇〇年十一月)、「特集」現代日本社会と大学・司法改革の展望」法律時報七二巻二二号(二〇〇〇年十一月)、「日本法社会学会編」『特集・司法改革の視点』法社会学五三号(二〇〇〇年二月)、「特集・徹底検証——司法制度改革審議会」『中間報告』——第三回司法制度研究会報告——」法と民主主義三五五号(二〇〇一年一月)、「徹底検証：司法制度改革審議会」『中間報告』：第三回司法制度研究会報告」法と民主主義三五五号(二〇〇一年一月)、「特集」司法制度改革審議会の中間報告をめぐって」法の支配二二〇号(二〇〇一年一月)「民科法律部会編」『だれのための「司法改革」か——司法制度改革審議会中間報告の批判的検討』(『法の科学』特別増刊号)(二〇〇一年三月)など。
- (8) 法化論との関係で、「新しい人間らしい生活の創造」のための法の積極的活用という点での筆者のイメージとして松本克美「新しい生活の創造と民主主義法学」法の科学二二号一六二頁(一九九六)。
- (9) プロセスとしての法学教育という概念を初期の段階で明確に表示したのは、神戸大学試案(一九九九年九月公表)であろう。これについては、磯村保・中川文久「神戸大学における法学教育再編の構想」ジュリスト一六八号五八頁(一九九九)、中川文久「法学教育再編と法曹養成——神戸大学の試案——」法律のひろば二〇〇〇年一月号一四頁参照。
- (10) 宮澤節生「日弁連はなぜ法科大学院構想を打ち出すべきか」自由と正義一九九九年二月号一〇三頁。
- (11) 渡邊弘・藤井敏明「司法修習制度の現状と今後の課題」法律のひろば二〇〇〇年一月号三八頁以下。
- (12) 渡邊・藤井・前掲注(11)三九頁以下。他方で、そのような問題のある修習生であっても、後期修習において実際の事件に遭遇すると、解答はどの本にも書いていないので、自分で考え解決方策を見つけるようになり、相当にたくましくなっていると指摘もある(司法研修所教官・井上哲男氏の報告・前掲注(2)の立命館第二回シンポジウムの記録六五頁)。なお、現行司法試験の弊害については、井上正仁「法曹養成制度改革の課題」(平成二年三月一日司法制度改革審議会(第一四回)ジュリスト一七六号一四七頁に資料として収録)に詳しい。
- (13) 伊藤眞の司法試験塾・株(法学館が二〇〇〇年八月一日に司法制度改革審議会に提出した意見書に付された資料である塾生に対するアンケート調査によれば、回答者の塾生の法学部生(一〇六六人)のうち四割はだいたい大学の授業に出席し、更に二割は半分くらい出席をしている。授業出席の理由は、司法試験の勉強に役に立つから(一三四人)というより、むしろ司法試験の授業には役に立たないが興味深いので出席している(三六二人)。他方で、授業に出席しない理由のうち第一位は「わかりにくい」から(三〇五人)、次いで「興味深くない」(一五七人)、「司法試験の勉強に役に立たない」(一一八人)だという(前掲注(6)『シリーズ司法改革Ⅱ 裁判を変えよう「中間報告」応用編』)。

(14) 戒能通厚「現代日本社会と大学・司法改革の展望——課題の提起」法律時報七二巻一号(二〇〇〇)五頁。もともと戒能教授の批判の眼目は、「差別化」自体よりも法学部教育の解体や法学のあり方の危機への警鐘にあると思われる。この点については後述する。小沢隆一教授も法科大学院(LIS)を持つ「大学とLIS修了者の『特権化』の危険を指摘する(小沢隆一「大学・法学教育から見たロースクールの問題」法と民主主義三四二号五二頁(一九九九)。

(15) なおこれに対して、一定の法曹人口を保ったままで法科大学院の数が多くなると、出口の新司法試験が厳しくなり、法科大学院が新司法試験の予備校化するという批判が存在する。これについては、後述する。

(16) 宮澤教授も「中間報告」のこの点での検討の希薄さを批判し、「法科大学院設置が国家的プロジェクトとして位置づけられるための準備作業を行うべきである」と指摘する(宮澤節生「法科大学院に関する検討会議最終報告の矛盾と欠落」法律時報七二巻二二号八六頁(二〇〇〇))。

(17) 「中間報告」も「複数の大学が連合して設置するもの(連合大学院)も制度的に認められるべきである」としている。なお連合大学院については、青山大学法学部が「連合ロースクールについて——検討結果の報告」を出している(前注2『シリーズ司法改革Ⅱ』二八二頁以下所収)。(18) 二〇〇〇年度(平成二二年度)の司法試験最終合格者九九四人中、出身大学別では、東京大学一九八名、早稲田大学一四〇名、慶應義塾大学一六名、京都大学一〇八名、中央大学一〇二名であり、これら五大学で合格者全体の六七%を占めている。ちなみに立命館大学出身者は一名であった(この人数は立命館としては過去最高の数字)。

(19) バイパス議論は、「中間報告」後の法科大学院構想をめぐる最大の論点の一つとなっている。法科大学院問題について最終的に議論する予定であった本年四月二四日の司法制度改革審議会の議論でも、バイパスを設けることを前提にしつつ、それをどの程度例外的なものとするのかについては、決着はつかなかったと言われており、本年六月の最終答申に結論は持ち越されている。バイパス論批判については、宮澤節生「審議会は法科大学院理念を守れ——フット論文と自民党バイパス論の間で」司法改革二〇号三三頁以下(二〇〇一)など。なおこの問題は、本文後述三で論ずる。

(20) 清水誠「ロースクール案に反対する」法律時報七二巻八号一八六頁(二〇〇〇)。また同「法律家養成のあるべき姿」民科法律部会編『だれのための「司法改革」か』一五七頁(二〇〇一)。

(21) 中村勝美「ロースクール構想よりも司法試験の平等化の徹底を」NBL六七二号五四頁(一九九九)。

(22) 検討会議「まとめ」も「夜間大学院などの多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の開放性・多様性の確保にこころをへきである。」(2)を指摘する。

(23) 吉岡初子(主婦連事務局長・司法制度改革審議会委員)、「せめぎ合い」の中での中間報告「法と民主主義三五五号一九頁(二〇〇一)。

(24) 宮澤節生・前掲注(19)は、「審議会メンバーは、女性や社会人がある意味で見下すパワーナリズムに基づくバイパス論を唱えるのではなく、夜間コースや単位制等、昼間コースのフルタイムの学生と同一の教育が得られる機会を拡大することに、その努力を傾けてほしいと思う。」と指摘する。バイパス論が「パワーナリズム」に基づくのか否かの分析はおくとして、機会拡大のための手立てを尽くすべきとする結論は私見も賛成である。

(25) 宮澤節生・前掲注(10)一〇七頁。また竹下守夫教授も「あたら人生の最も可塑性に富む青春の時期を無為に受験勉強に費やした挙句、挫折感に苛まされている人がすでに何万人にも及んでいるという事実にも目を覆うべきでない」と強調する(座談会「司法制度改革審議会中間報告をめぐって」ジュリスト一一九八号三頁(二〇〇一)。

(26) 清水誠「法学教育私論」法の科学二二九九七頁(一九九四)。

(27) 清水誠「司法改善のための短見」法律時報七二巻四号八四頁以下(二〇〇〇)。

(28) 清水・前掲注(27)八五頁。

(29) 法科大学院設置後の法学教育については、二〇〇〇年六月の私法学会臨時シンポジウム「法曹養成と法学教育」での各報告が有益な指摘を行っている(NBL六九二二頁以下)。法学部教育については、本文四で検討する。

(30) 萩原金美「法科大学院再考」NBL七〇九号一七頁以下(二〇〇一)。

(31) 戒能暹厚・前掲注(14)五頁。

(32) 萩原教授自身も日本の大学における法学教師の教育・研究面における補助機構の貧困を批判されている(前掲注(30)・一七頁)。なお立命館大学ではT.A(ティーチング・アシスタント)制度があり、法学部では「回生の基礎演習の各クラスに一名のT.A(法学研究科の院生が申出により採用される)が配置され、教材作成や学生からの質問・指導援助にたずさわっている。近時は大講義にも教員が希望すれば複数のT.Aが配置されるようになっていく。

(33) 戒能教授や清水教授の法科大学院構想批判の本質はまさにこの点にある。その他このような視角を強調するものとして、小田中「樹」司法制度改革審議会「中間報告」の評価基準、渡部保夫先生古稀記念論文集「裁判救済と刑事司法の課題」(日本評論社、二〇〇〇)四六二頁、広渡清吾「法曹養成の公共性と法科大学院」法律時報七二巻二二四三頁以下(二〇〇〇)同「法学教育の位置と法曹養成」法律時報七二巻九号三七頁以下(二〇〇〇)同「法科大学院をどう考えるか」民科法律部会編「たれのための」司法改革「か」(二〇〇一)大木雅夫「法学・政治

学教育と法曹養成」法律時報七二巻九号三三頁以下(二〇〇〇)萩尾健太「法科大学院構想の危険性」法と民主主義三五五号四九頁以下(二〇〇一)など。

(34) 小林秀之教授も「法科大学院で行われるべき実務教育は、現在の実務を批判的に教育し、これからの実務の方向性を指導していくものになるべきである」と指摘する(小林秀之「法科大学院における教育方法(下)——米田ロースクールでの発達と比較しつつ」法学セミナー五五六号六三頁)。遠藤弁護士は企業を含む実務が要求するものも「大学院で実技・ビジネス・条文解釈を教えるというものではなく、創造的発想を持つ人間の養成を要求している」とし、「もし無批判に現行実務の教育を押し込むとすると、改革は失敗に終わり、実務の側の要請に答えられないばかりか、研究者の世界は踏み荒らされる」ともまた、「ことを指摘する(遠藤直哉「実務・研究・教育の統合を目指す法科大学院構想」自由正義一一九九年五月号二七頁)。菊地武久氏(東京海上火災保険株式会社専務取締役)も、企業が望む法学部生への能力とは、「常に知識を自ら再生産し、この知識をいわば知恵として活用し、問題解決能力に転化できる能力が重要」であるとして、このような能力の要請が法曹についても同様に当てはまるとする(ジュリスト一一六八号四〇頁)。なおこの点に関連して、次の山田卓生教授の指摘は示唆に富む。「アカデミックな研究は、実務教育には関係がないから法科大学院の仕事ではないとするならば、それは大きな誤りである。研究あつての教育であり、研究と切り離された教育は、教育としての意味をも薄れさせるのである。」(山田卓生「法曹教育・法科大学院について」法の支配二二〇号二八頁(二〇〇一)。

(35) これらに関する近時の論稿として、松本克美「消滅時効と損害論——じん肺訴訟を中心に」立命館法学二六八号一九頁(二〇〇〇)同「じん肺事件と時効問題」法と民主主義二〇〇〇年二・三月号一三頁、同「強制連行・強制労働と安全配慮義務」(一)(二)・完——合意なき労働関係における債務不履行責任成立の可否——立命館法学二七〇号一頁、二七三号三三頁(二〇〇〇)同「権利行使条件の成熟度と消滅時効・除斥期間制度の紛争解決阻害性——じん肺訴訟・戦後補償訴訟を中心に——」法社会学五三三号一六五頁(二〇〇一)同「日本の戦後補償訴訟の現状と課題」国際地域研究一七号八五頁(二〇〇一)同「欠陥住宅と建築士の責任——建築確認申請に名義貸しをした場合——」立命館法学二七二・二七三号九〇〇頁(二〇〇一)など。

(36) 法科大学院構想反対論の代表論者である清水誠教授の公書問題や消費者問題における一連の研究などいちいち言及するほどでもないほど日本の法学界に大きな影響を与えてきたことは言うまでもない。その他、同教授の法律学、法律家についての思索をまとめたものとして、清水誠『時代に挑む法律学・市民法学の試み』(日本評論社、一九九二)同『法と法律家をめぐる思索・市民法学の試み』(日本評論社、一九九七)。

法科大学院の意義と教育理念・教育内容(松本)

- (37) 萩原金美・前注注(30)一四頁は、「本気でプロセス重視型教育をやさうとすれば、大幅に研究時間ないし生活時間を減らさなければならぬまい。法科大学院構想を華々しく打ち上げている大学の法学教師に果たしてその覚悟はあるのか。」と問っている。
- (38) 安念教授の発言「特集・座談会 法科大学院構想と法学教育——司法制度改革審議会『中間報告』を巡って——」法学教室二四六号二二頁以下参照。その他、安念潤司「利用者本位の司法改革をめざして：司法改革フォーラムの提言」司法改革二二(二〇〇〇)六六頁以下。その他、法曹人口の増加を通じて「市場競争により切磋琢磨しなければ生活できない法曹が増えるので、法曹の優秀度が高まる」ことを強調する論者として、阿部泰隆「司法改革への提言(中) 自治研究七五巻八号六頁(一九九九)。
- (39) 上記の安念発言に対して同座談会の出席者落合誠一教授は「市場の失敗をおよそ念頭に置いていないような議論」と指摘している(前注(38)・法学教室二四六号二三頁)。法科大学院修了を新司法試験受験資格にすることが大学間格差を生むとか、所得階層の経済的・時間的余裕のあるものへの特権的法曹養成制度になるといつ前述の批判を念頭においてか、田中成明教授は次のように重要な指摘している。「ただ、この司法試験の受験資格の問題に限らず、画一的平等主義と極端な規制緩和論が奇妙に一致して、いろいろな改革を妨げてきている事実も十分にふまえた対応がなされるべきであり、その辺りは、プロフェッションとしての資質・能力を持った質量ともに豊かな法曹を選抜・養成するにはどういふ試験制度が原理的に望ましいかという巨視的な視点から議論を進めないと、例外的事例にこだわった歪んだ議論になるおそれがあります。」(座談会「司法制度改革審議会中間報告をめぐって」ジュリスト一九八号二頁、二〇〇一)。なお市場競争主義に結びついた司法制度改革への批判として、久保田穰「市場経済推進の司法改革の問題性」法律時報七二巻一号四八頁以下(二〇〇〇)。
- (40) 鎌田薫「法科大学院構想と私法教育」NBL六九一号五六頁(二〇〇〇)。なお本文で前述した清水教授の提言も参照。
- (41) 他方で「中間報告」に「学園の自由」への言及がないのは片手落ちではなからうか。
- (42) 合田隆史「大学改革としての専門大学院と法学教育」法律のひろば二〇〇〇年一月号七頁。
- (43) 田中成明・前掲注(39)一六頁。またロースクールの多様性を強調する議論として阿部昌樹「多様な理念に基く多数のロースクールの」司法改革四号四二頁以下(二〇〇〇)、孝忠延夫「法曹養成制度改革論議と法学教育」関大法学五〇巻五号八二頁(二〇〇〇)など。
- (44) 丸田隆「新・司法試験」月刊司法改革臨時増刊号「法科大学院の基本設計」一一二頁(二〇〇〇)。
- (45) 阿部昌樹「入学定員と配置問題」「入学定員と配置問題」月刊司法改革臨時増刊号「法科大学院の基本設計」七〇頁(二〇〇〇)。また、そもそも新司法試験であっても一発勝負なのであるから、プロセス重視の改革目標が達成されるか疑問であるとするものとして、浜田道代「法科大学院構想の盲点——『発勝負』は超えられるか」ジュリスト二一七〇号三三四頁(二〇〇〇)。

- (46) 萩原金美「法の支配・法曹人口・法科大学院(下)」司法改革三題斬「判例タイムズ」二〇二六号一五頁(二〇〇〇)。
- (47) 亀井時子弁護士は「ビジネスロイヤー」を心配するが故に、弁護士人口の増加に躊躇し、法的事務独占を付託された弁護士がその責任を果たすだけの数も確保できないというのではまさに本末転倒である。」と指摘する(亀井時子「弁護士像と法曹人口」法律時報七二巻一号七七頁)。
- (48) 前掲注(3)のシンポジウムの記録参照。
- (49) 学園の理念としての「地球市民」の育成につき、学園通信は次のように述べている。「複雑化する社会状況や、知識社会としての成熟のなかで、大転換の時代における高等教育の役割と社会的責務は大きいものがあります。ここでは、科学技術の飛躍的な発展を担うとともに、『平和・自由・民主主義、地球環境との共生、貧困の除去、人間の成長と発達』などの人類的な価値を共有し、『地球的視野で発想して、地域から行動する』ヒューマニズムにあふれた『地球市民』を育てることが重要になっていきます。」(立命館大学・学園通信一九九九年六月号四頁、「転換期における知の再構築をめざして」立命館新世紀への飛躍と新しい教学システムの構築)。
- (50) なお様々な法科大学院構想の中でジェンダーや国際人権法の視点が薄いと批判するものとして、戸塚悦郎「司法改革論議に欠ける視点(2)——議論されないジェンダー、少数者、国際人道・人権法」法学セミナー五四九号七三頁(二〇〇〇)。
- (51) 暫定的なカリキュラム案については、前注(4)の記録集及び(2)のホームページを参照されたい。
- (52) これに関して当日配付された資料として、日弁連法科大学院設立・運営協力センター「法科大学院 モデルカリキュラムの構想と実験——プロフェッショナル法学教育の創造——」。
- (53) 鎌田・前掲注(40)五二頁。
- (54) 立命案における理論と実務の問題については、立命館の第三回シンポジウムの「法科大学院と法律実務実務家との連携はどうあるべきか」記録における葛野尋之、渡辺千原報告を参照されたい。
- (55) 大谷判事は、司法研修所の側からみて「今回の中間報告では、司法修習という点で、駅伝の最終ランナーとしての指名を実務家側が受けているわけであり、その權を法科大学院という新しいパートナーから受け渡されるのが原則的な形態とされている」というところまでは分かっているのですが、受け渡しの中継地点がどのあたりになるのかはまだ必ずしも明らかにされていないように思われるわけです。」と発言している(前掲注(39)・ジュリー一九八号一九頁)。

(56) 前掲注(52)のセンターのモデル案や近時発表された一橋大学案、関西学院大学案などもその一つである。

(57) 鎌田薫・前掲注(40)五二頁は、「これからの法曹養成教育においても、民法・商法・民事訴訟法等の基本法につき原理的・体系的な理解を深

めさせることを基本にすべき」とする理由として、「現実にも、先端的な法律分野に属する問題であっても、まったく予想されなかったような新しい問題について考えるさいには、既存の特別法の応用によって処理できる問題には限界があり、しばしば民法その他の基本法に立ち返って考え直さなければならないことが多い」ことを指摘する。

(58) 宮川光治「法科大学院におけるカリキュラムと教育方法」前掲注(52)一六頁。
 (59) 「センター」案では、一定の法学既修者には、一年次のA群(基本法及び準基本法群)科目のうち、民法(財産法)二二単位、商法(会社法)四単位、民事訴訟法四単位、刑事法四単位、憲法四単位の計二八単位の履修を免除することによって、二年間の短縮修了ができるように設計されている。この場合の履修免除要件としては、以上の科目について修了者法学未修者と同じ水準に到達していると判定されることが必要だとされる。宮川光治・前掲注(58)一七頁。

(60) 森山弁護士は多くの法科大学院構想において「六法を中心とする基本科目に対する基本的学力の修得問題がやや軽視されているのではないかとの危惧」を表明されている(森山文昭「法科大学院と法学教育」法律時報七二巻二二頁三五頁、一〇〇〇)。

(61) 那須弁護士は「従来の司法試験受験者が合格までに苦勞して身につけた実定法の基礎学力は、いったいどこでどう修得するのか具体的な制度設計が必要となる。」と指摘する(那須弘平「法曹人口の増加を重点に——市場による選別への道」ジュリスト一一七〇号三七頁、二〇〇〇)。

(62) 中田教授は「理論的教育と実務的教育の架橋」をはかるには、①段階的教育、②多様な教育方法、③個々の科目の獲得目標の明確化が必要だとする(中田裕康「法曹養成」ジュリスト一一九八号九二頁以下)。ここでの理論と実務のあり方についての検討は、様々な示唆に富む。

(63) 吉村良一「法科大学院設置後の法学部教育」前掲注(4)の第三回シンポジウムの記録一五頁以下の他、大学院も含めて大河純夫「現法学部長」立命館大学法学部・法学研究改革の現状と展望」ジュリスト一一六八号七〇頁以下(一九九九)。

(64) 樋口範雄「いわゆるロースクール構想に関する一管見」NBL六九号一九頁(二〇〇〇年)。

(65) この点を指摘するものとして、川嶋四郎「法科大学院構想をめぐる議論の到達点とその課題」法曹養成教育の現状と各種の構想を踏まえて「法学セミナー五四七号六〇頁(二〇〇〇)、「同」法学部教育と法科大学院教育の関係・研究者からの提言」前掲注(7)、「法科大学院の基本設計」七五頁以下(二〇〇〇)。なお立命案では囲い込み型コース制には従来から反対を表明している(前掲注(三)二次案一一頁)。この点の立命案の説明として上田寛「座談会・どうなる法科大学院構想」前掲注(7)、「法科大学院の基本設計」一一頁)。

(66) 柳田弁護士は、「一般教養教育が不十分なまま法学専門教育を受けると、学生が、本来道具ないし媒体に過ぎないほうの技術的側面にはかり目を向ける結果、将来、法曹の職務の本質についての認識を欠いた冷たい法律技術家となってしまう危険性があるように思われる。」と指摘する

(柳田幸男「日本の新しい法曹養成システム(下)——ハイバード・ロースクールの法学教育を念頭において」ジュリスト一一二八号六六頁、一九九八)。なお、前掲注(65)の川嶋論文も参照。

(67) 高度専門職業人養成のための大学改革と法科大学院構想との関連性については、合田隆史「大学改革と専門大学院構想の課題」司法改革三二号一九頁(一九九九)、「大学改革としての専門大学院と法学教育」法律のひろば二〇〇〇年一月号四頁以下。

(68) 現在の立命館の「専修コース」については、大河・前掲注(63)の他、山下真弘教授(当時、立命館大学法学研究科専攻)の説明がある(特集「変貌する法学部・法学系大学院」ジュリスト一一二五号八三頁。また法科大学院設置後の法学研究科の再編問題については、昨年九月の立命館第三回シンポジウムの大瀬戸教授の報告を参照されたい(前掲注(4)三五頁以下)。

(69) この点を強く主張する見解として、萩原金美「法の支配・法曹人口・法科大学院(上)(下)」司法改革三題嚙」判タ一〇二六号三八頁以下、二七号二頁以下(二〇〇〇)。

(70) これらの点については、一九六六年度法学部調査委員会文書：立命館法学七八、七九号(法学部教育特集号参照)。

(71) 天野和夫「法学教育と司法試験対策」同『大学の周辺』一五四頁、法律文化社、一九八〇(初出は法学セミナー一九六八年一月号)。

(補) 本稿脱稿後、司法制度改革審議会が本年六月に出すための最終意見書案が審議会のホームページで五月二五日より公開されている(前掲注(1)のアドレス参照)。そこでは「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」としているが、本文で述べたようにこのようなバイパスを認めることは、プロセスとしての法曹養成教育を空洞化するおそれがあり疑問である。同意見書案は、一方で、「いずれにしても、二一世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を『プロセス』により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点であり、多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきであることは、改めて言うまでもない。」とするが、前述のバイパスの容認がこのような「環境の整備」の手抜きにつながるようなことがあってはならない。なお本稿脱稿後の文献として、「特集」『この国のかたち』と司法改革」法律時報七三巻七号(二〇〇一年)。また本年五月一四日には日本学術会議第一部報告「法学部の将来—法科大学院設置に関連して」も公表されている(同学術会議のホームページで参照可能である。http://www.scj.go.jp/)。